

令和5年5月25日

第174回 遠野市農業委員会総会議事録

第174回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年5月11日、19日
告示番号 遠野市農業委員会告示第7号、8号

会議年月日 令和5年5月25日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、9番 菊池靖、
10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、13番 佐々木泰文、15番 多田登、
16番 小向幸子、17番 河内克倫、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義
欠席委員 5番 菊池秀樹、12番 菊池陽佑、14番 奥寺晴夫

会議に出席した職員 事務局長 菊池正浩
事務局次長兼
農業振興係長 菊池達紀
農地係長 多田由香子

本日の案件 第174回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出
について
議案第7号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する
可否決定について
議案第8号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否
決定について
議案第9号 農用地利用集積計画の決定について
議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第12号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
議案第13号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第14号 令和4年度遠野市農業委員会業務報告書について
議案第15号 遠野市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定に
ついて
開会時刻 午後2時

議 長	<p>本日は、お忙しい中お集まりいただき大変ご苦労様でした。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を1番、田中ナオ子委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】</p> <p>本日の出席委員は16名であります。定足数に達しましたので、第174回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、5番、菊池秀樹委員、12番、菊池陽佑委員、14番、奥寺晴夫委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議 長	<p>【会長報告】</p> <p>続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧くださいと思います。</p> <p>5月11日、遠野市農林水産振興協議会会計監査を行ってございます。</p> <p>5月16日、令和5年度遠野市農業再生協議会通常総会に参加してございます。</p> <p>5月17日、市町村農業委員会会長・事務局長合同会議・研修会の方に出席してございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について事務局から説明を願います。</p>
事 務 局 長	<p>座ったままで説明をさせていただきます。</p> <p>4月26日、附馬牛（旧5区）地区検討会。</p> <p>4月27日、松崎（4区）地区検討会。</p> <p>4月28日、小友（鮎貝）地区検討会。</p> <p>4月29日、鱒沢（柏木平）地区検討会。</p> <p>5月8日、農地法等申請締切日。</p> <p>5月10日、青笹（3区、4区）地区検討会。</p> <p>5月15日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>5月22日、令和5年度第2回運営委員会。</p> <p>本日、5月25日、第174回遠野市農業委員会総会。</p> <p>5月26日以降の主な行事予定については、記載のとおりですので省略いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>次に、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事 務 局 長	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は8件です。内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したもので、8件すべて子が相続しています。</p> <p>今後については、番号1番、一部（田）貸付、残りの畑は自己管理。</p> <p>番号2番、山林化が見られ、農地パトロールが必要と思われます。</p> <p>番号3番、4番、自己管理。</p> <p>番号5番、自己管理ですが、年1、2回草刈りを行うものです。</p> <p>番号6番、7番、自己管理。</p> <p>番号8番、一部（田）貸付、残りの畑は自己管理です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議	長	<p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からその内容の説明をお願いします。</p>
事務局	長	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。3ページをご覧ください。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は1件です。</p> <p>番号1番、賃借人は栽培規模縮小のため、賃貸人は借人の申出により、合意のもと解約するものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局からその内容の説明をお願いします。</p>
事務局	長	<p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。4ページをご覧ください。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は4件です。</p> <p>番号1番、湿田解消のため、排水改善のための土層改良として表土除去及び作土層耕起、排水改善の客土混入を行うものです。</p> <p>番号2番、段差があり耕作に不便をきたしているため、盛土により段差を解消するものです。</p> <p>番号3番、国土交通省の水路工事により引水できなくなった田を畑として利用するとともに、耕作地への乗り入れを容易にするため盛土により段差を解消するものです。</p> <p>番号4番、段差があり機械化等の耕作に不便をきたしているため、盛土により段差を解消するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>それでは、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。発言しようとするときは挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号と氏名を宣言の上、発言願います。なお、総会は傍聴者がいる場合があります。同様に、議事録の関係もありますので、発言の際は個人情報保護の観点から個人の特定につながる氏名、住所などの発言をしないように願います。</p> <p>また、自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p> <p>また、総会中は携帯電話の電源を切るかマナーモードにさせていただきたいと思っております。</p>

議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に2番、菅田ツヤ子委員、3番、多田靖志委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。</p>
農地係長	<p>5ページ、6ページになります。第174回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計6件、34,987㎡。</p> <p>利用集積、今月計16件、80,905㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、13,604㎡。</p> <p>法第5条、今月計4件、1,914.24㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、58㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計1件、4,400㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局から説明を願います。</p>
農地係長	<p>7ページです。議案第7号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、両者はこれまで基盤法で貸借しておりましたが、期間満了により、農地法第3条で貸し借りするものです。</p> <p>以上1件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区推進委員の山川です。15日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地を確認してまいりました。場所は■■■■の水田地帯に位置し、中央付近の1筆と■■に向かう道路に面した1筆であります。事務局から説明がありましたとおり、2カ所とも何ら問題がないことを確認してまいりましたので報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農地係長	<p>8ページです。議案第8号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲受人は、自己所有地と隣接しており耕作の便が良いことから譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲受人は平成29年から同町内に居住しており、今回新規就農のため譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲り渡すものです。</p> <p>番号3番と4番、同じ譲り人となります。譲受人と譲渡人は本家と分家の関係であり、今回の申請地は親の代に本家から分家に譲り渡した土地ですが、譲渡人が労力不足により耕作できない状況であることから、両者が協議のうえ本家へ戻すため譲り渡すものです。</p> <p>番号5番、譲受人は長年申請地を耕作してきましたが、今回売買により譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲り渡すものです。</p> <p>以上5件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農業委員または農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当農業委員、よろしくお願ひいたします。</p>
18番委員	<p>推進委員が今日欠席になりましたので、私の方から報告します。15日に、事務局3名、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認しました。場所は、■■■■沿いで■■■■■■■■■■という場所です。この農地は■■■■沿いの住宅の隣になっておりまして、管理もされており、何ら問題ないと判断いたしました。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●●地区、山本です。事務局3名、委員4名の計7名で15日に確認しました。場所は■■■■■■で、譲受人の建物の持ち主だった方より農地を譲り受けるということで、色々作物を栽培してみたいということでした。中山間地の組織に入っており、大丈夫だということを確認しましたので、以上報告します。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区推進委員の山川です。15日に、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地を確認してまいりました。場所は、■■■■■■に位置し、■■■■■■に向かう■■■■■■付近の農地でございます。事務局から説明がありましたとおり、周辺に対しても何ら問題がないことを確認してまいりましたので、報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>推進委員の林崎です。5月15日、事務局3名、農業委員2名、推進委員3名で現地確認をしました。場所は■■■■の近くでございます。何も問題ないことを確認したことを報告いたします。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。</p>
1番委員	<p>はい。</p>

議 長	はい、1番、田中ナオ子委員。
1番委員	5番の農地の件ですが、新規就農はいいのですが、この方は●歳で、何を耕作する考えでしょうか。
農地係長	お答えいたします。営農計画書の内容から見ますと、自家用野菜と牧草となっております。
議 長	1番、田中ナオ子委員、よろしいですか。
1番委員	はい。
議 長	その他質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第4】 日程第4、議案第9号、農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。
事務局次長	9ページから13ページです。議案第9号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂に基づき改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は16件で、新規が16件です。なお、新規の内12件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっております。 番号1番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。 番号2番から8番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号9番、10番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。 番号11番、12番、新規で、契約期間1年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号13番、新規で、契約期間15年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号14番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。 番号15番、16番、新規で契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 申請の詳細は、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。 以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。
議 長	暫時休憩いたします。

		(休憩)
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号4番から7番について、質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。番号4番から7番の4件を除く12件について、質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第5】</p> <p>日程第5、議案第10号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農地係長		<p>14ページです。議案第10号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、植林を目的とする転用です。申請人は、近年、シカによる食害被害が深刻化し耕作が難しくなったことから人工林を造成しようとするものです。申請地は、山林、原野等に囲まれた農地であることから、適地として選定したものです。今後、山林として利用していくため、カラマツ2340本、クヌギ340本を植林する計画であります。申請地は、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。第2種農地は、第3種農地に立地困難な場合で代替地がない場合に許可できるという例外規定に基づいて、申請地に替えて目的を達成することができないと認められることから、許可ができることと判断しました。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上1件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>

議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区担当、五十嵐です。15日に、事務局3名、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認してきました。農地は■■■■にある農地です。事務局の説明どおりで問題ないことを確認しました。以上です。
議 長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第6】 日程第6、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。
農 地 係 長	15ページです。議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、携帯電話無線基地局増設設置工事のための作業場、資材置場を目的とした一時転用です。転用期間は6カ月です。申請地は無線基地局増設工事の建設地内であり、工事の効率性から適地として選定したものです。申請地は第1種、第3種に該当しない第2種農地であります。基地局増設工事の建設地内であり、他に替え得る土地は他にないことから、第2種農地の例外規定の代替性に該当し許可ができるものと判断いたしました。また、工事完了後は速やかに原状回復する計画であることを事業計画書で確認しております。事業費につきましては自己資金で確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。 番号2番、宅地分譲地の造成を目的とする転用です。申請人は市内で不動産業を営んでおりますが、申請地周辺でも宅地需要が増していることから、申請地を購入し宅地分譲地を造成しようとするものです。申請地は休耕している畑で、周辺が住宅地であり、市道に接し■■■■にも近く交通の便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資予定証明書を確認しております。 番号3番と4番は同一事業となります。風力発電事業に係る風車更新を目的とする転用です。また、4番については、風車更新に伴う作業場及び道路拡幅を目的とした3年間の一時転用も併せて申請が出ております。申請人は、現在も申請地において風力発電事業を行っていますが、現在の風車は平成15年に設置したもので、20年を経過したことから、風車の更新をするものです。申請地の地目は原野と牧場となっておりますが、以前に草地開発事業を行った場所でありまして、農地法の適用を受けることから転用申請が出されたものであります。申請地の農地区分については、番号3番は第1種農地、番号4番は農用地区域内農地であります。番号3番4番ともに不許可の例外である土地収用法に該当し、また、4番の一時転用につきましては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であることから、許可できるものと判断いたしました。一時転用部分については、事業終了

	<p>後は速やかに原状回復することを事業計画書で確認しております。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>以上4件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●●地区推進委員、山本です。15日、事務局3名、委員4名で現地を確認しました。場所は■■■■で、該当の場所には以前に立てた他局の基地局があり、今回もまたということで以前もこういう作業をしておりますので、問題ないと確認しました。以上です。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区の濱田です。5月15日午前11時30分より、事務局3名、農業委員2名、推進委員3名で現地を確認しました。場所は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の交差点を■■■■■■■■方向に進み、■■■■■■手前交差点を右折し、■■■■■■を過ぎて約100m地点、道路左側にあります。何ら問題ありません。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区推進委員の山川です。15日3時より、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地を確認してまいりました。場所は■■■■■■隣にありまして、3番の農地は■■■■付近の原野であります。4番については牧場内の周辺沿いの農地であります。事務局から説明がありましたとおり、問題ないことを確認してまいりましたので報告いたします。</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第12号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農地係長	<p>16ページです。議案第12号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、事業承継と事業計画変更となります。事業者は、自己住宅建築のため昭和51年10月2日付けで農地転用許可を受けましたが、仕事の都合で現住所に住居を構えたため、転用事業が必要なくなり未実施の状態となっていました。今回、知人である承継者から自己住宅用地として購入希望があったことから、事業承継と事業計画の変更をするものであります。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>

議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
3 番 委 員	はい。
議 長	3 番、多田委員。
3 番 委 員	3 番、多田です。自己住宅を建設する計画を他の方に承継したというのは分かるのですが、その土地について、譲り受けてということになればその譲り受けるための申請というのは必要ないのですか。
農 地 係 長	お答えいたします。今回は事業承継、承継者に承継をするし、自己住宅という内容ではありますが、この事業者から承継者に事業計画の内容が代わることから、事業承継と事業計画変更を県より承認いただいた後に、今度は農地法第5条での農地転用許可申請が出される予定となっています。説明は以上です。
議 長	多田委員、よろしいですか。
3 番 委 員	はい。
議 長	その他、質疑ございませんか。
1 3 番 委 員	はい。
議 長	13番、佐々木委員。
1 3 番 委 員	はい。面積が多少変わっているようですが、何か理由があったのでしょうか。
農 地 係 長	お答えいたします。昭和51年の転用許可を受けた時点では480㎡でありました。登記簿によりますと、令和2年3月12日に面積の錯誤ということで496㎡に登記簿が変更になっております。登記面積が変更になっております。ですので、今回正しい面積で、承継者の面積については記載しております。説明は以上です。
議 長	佐々木委員、よろしいですか。
1 3 番 委 員	了解しました。
議 長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第12号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第8】 日程第8、議案第13号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、上程いたします。事務局に説明願います。
農 地 係 長	17ページです。議案第13号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の

	<p>決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人の亡父が昭和54年に宅地内に車庫を建築して以来、宅地の隣接地を駐車場として使用し、現在にいたってしまったものです。今回、新たな車庫の建築を計画しており、土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。当時、亡父が、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、よろしくお願いたします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の山川です。15日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地を確認してまいりました。場所は■■■■の自宅前の土地でありまして、現状でも、周辺に対しても、何ら問題ないことを確認してまいりましたので報告いたします。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第9】</p> <p>日程第9、議案第14号、令和4年度遠野市農業委員会業務報告書について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>議案第14号、令和4年度遠野市農業委員会業務報告書について、説明をいたします。別紙、業務報告書をご覧ください。</p> <p>資料をめくっていただきますと、遠野市農業委員会憲章を掲載してございます。2枚目、3枚目には目次を掲載しております。こちらの目次の内容で内容の説明を行います。1ページの概要から説明させていただきますが、前段の読み上げは省略しまして中段「このような中」から説明いたします。</p> <p>このような中、遠野市農業委員会の農業委員19名、農地利用最適化推進委員26名は、改正農業委員会法の必須事務である「農地等の利用の最適化（①担い手への農地の利用集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進）」を委員相互が連携・協力し、11地区の地域推進班ごとに農地利用最適化活動計画を作成し、現場活動等を行った。</p> <p>また、令和2年度に策定された「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」が法定化され、農業委員会が概ね10年後の目指すべき農地利用の姿を表示した「目標地区」の素案を作成することが義務付けられたことから、各地域推進班と市が連携し、地域農業マスタープラン地区検討会を開催し、現状の耕作者確認を順次始めるに至っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大の中でも、農業委員会活動が継続されてきたが、スキルアップを図るために必要な研修について、県外視察研修は令和2年度から研修中止の判断に至っているほか、広域で大人数が参集する研修開催が敬遠されてきた。そんな中、WEB（オンライン）研修ではあったが、農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会に農業委員16名、推進委員24名が参加し、地域計画と目標地区策定や事例の研修ができたことは、「活動のデジタル化」の一つの事例となった。</p> <p>併せて、農業者年金の加入促進、家族経営協定の推進に努めたほか、情報事業の推</p>

進では、全国農業新聞の普及拡大、遠野市農業委員会だより「遠野盆地」発行、遠野テレビのアグリガイドコーナーでの情報発信、タブレット操作研修を行った。

続きまして5ページをご覧ください。2、会議・研修会の開催状況について説明いたします。

(1) 総会について。5ページから7ページの中段までが総会についてであります。第160回総会から始まり、第162回総会を除き毎月25日前後に年度内で計13回開催し、各議案について審議しております。

(2) 農地利用最適化推進検討会について。7ページの下段になります。令和4年4月25日から始まり、年度内で計6回の検討会を開催しております。

(3) 運営委員会について。8ページの下段から9ページ中段です。令和4年4月21日、第160回総会の議案等についての協議から始まり、5月12日の臨時会を除き毎月の20日前後に年度内で計13回の運営委員会を開催しております。

(4) 農政専門委員会について。9ページの下段から10ページ上段になります。令和4年7月20日に令和4年度岩手県農業委員会大会の提案事項等についての協議から始まり、年度内で計3回の専門委員会を開催しております。

(5) 農地専門委員会について。10ページの中段になります。令和4年4月13日に農地の日の活動等についての協議から始まり、年度内で計5回の専門委員会を開催しております。

(6) 家族経営協定推進会議について。10ページの下段になります。令和4年7月13日に令和3年度活動実績、令和4年度活動計画について協議したほか、8月25日の総会終了後でしたが、「家族経営協定でいきいき農業！」をテーマに家族経営協定研修会を開催しております。

(7) 上閉伊地方農業委員会連絡会について。10ページ下段から11ページの上段になります。令和4年8月19日に令和3年度事業報告・収支決算の承認等について協議いたしました。

(8) 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会及び大会参加等について。11ページの中段になります。令和4年5月18日に市町村農業委員会会長・事務局長合同研修会に出席したほか、年度内で計8回にわたり研修会等に農業委員・推進委員が出席いたしました。

(9) 女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会及び活動について。11ページ下段から12ページになります。年間を通じて、遊休農地解消事業としてエゴマ栽培の作業を実施したほか、令和4年7月26日には、第1回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会を開催し、令和4年度の活動の詳細について協議。年度内で5回の検討会を開催しました。また、令和4年度いわてポラーノの会理事会等に小向幸子委員が継続して出席しております。

総会別記について、13ページになります。年間を通しての農地法関係項目別処理件数を記載しておりますので、後程ご確認ください。

14ページになります。3、農地関係事業について。

(1) 農地について。

ア、農地法許可申請処理状況について。農地法の許可申請、その他の処理状況は16ページ及び17ページの表1「農地法許可申請処理状況」とおりですので後程ご確認ください。

イ、農地移動状況について。権利移動の実態は18ページの表2のとおりですので、後程ご確認ください。

ウ、農地法の法令順守について。農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、農地法の趣旨徹底及び順守励行に努めました。

エ、農地相談の実施について。農地の売買をはじめ、農地に関する様々な相談に対応しました。

(2) 農地法第3条による賃貸借のストック面積について。平成30年度からの状況を記載しております。令和4年度は89件で田の面積は281,509㎡、賃借料は1,832,987円、畑及び合計面積等はこちらのとおりです。

(3) 法人の農地法第3条許可申請件数について。令和4年度では農地所有適格法人及び農地所有適格法人以外の法人からの申請はありませんでした。

(4) 農地法の下限面積緩和における農地法第3条許可申請件数について。令和4年度の農地の権利取得は4件、面積9,911㎡。法人の申請はありませんでした。

(5) 農地パトロール(利用状況調査)の実施について。6月24日に出発式を行い、7月1日から7月11日の間でパトロールを実施。遊休農地ストック面積について各区分の面積を確認しました。

(6) 賃借料情報について。15ページ上段になります。地区ごとに集計し平均を算出した賃借料を令和5年2月21日に公表しました。公表値については表をご覧ください。

(7) 農地移動適正化あっせん事業。15ページ中段になります。あっせん委員会を2回開催しました。詳細については表をご覧ください。

(8) 諸証明件数について。15ページ下段になります。件数は、農地基本台帳等謄写33件をはじめ記載のとおりです。

16ページの表1、農地法許可申請処理状況をはじめ、22ページまでは、農地移動状況、農地転用許可申請に係る面積等の推移のデータになりますので後程ご確認ください。

4、農政関係事業について。23ページから27ページは、令和4年度農業委員会大会要請提案事項について、28ページから30ページは、第13回遠野市農林水産振興大会について記載しておりますので後程ご覧ください。

5、農業経営基盤強化促進事業について。31ページ上段になります。農用地賃貸借等の掘り起こし活動により、出し手・受け手のマッチングを行い、農用地の利用権の集積及び担い手育成を図るため、利用権設定等促進事業を行いました。年度別利用権設定及び所有権移転面積、中間管理権設定面積、年度末農用地利用集積面積は表のとおりです。

6、農地中間管理事業について。31ページ下段になります。地域農業マスタープランに位置付けられた中心経営体(担い手農家)に農地の貸し付けを行う農地中間管理事業により農地の有効利用継続と農業経営の効率化を図りました。農用地利用配分計画県認可面積及び集積計画一括方式による面積は表のとおりです。

7、農業労賃標準額設定について。32ページ上段になります。農業労賃については、作業受託する戸別経営体や集落営農組織の安定的な経営運営を可能とするとともに、作業を委託する農家の理解が得られる作業料金とするため、関係機関により検討を重ね労賃標準額を設定し農家に配布したところです。

8、地域の農地と担い手を守り生かす運動について。32ページ下段から33ページ上段になります。これまで以上に地域に根差し、地域を重視し遊休農地解消、農地の有効利用及び経営の高度化など農地と担い手の問題を解決するため、農業委員会だよりの発行やホームページの活用、農地パトロールの実施や、農地相談会の開催、農地の面的集積の推進や「地域農業の新たなパートナー」づくり等の支援を行いました。

9、農家台帳等保管整備事業。10、情報事業。11、家族経営協定の普及活動について。33ページ中段から34ページになります。農家台帳等保管整備事業については、業務に対応する基礎資料の整備を行いました。全国農業新聞普及拡大については、農業委員・推進委員に年間1人1部以上申し込みを目標に推進を図りました。農業委員会だよりの「遠野テレビ「アグリガイド」についてはご覧のとおりです。家族経営協定の普及活動については9世帯が締結し年度末で290世帯となっています。

12、農業者年金業務について。35ページから36ページになります。各種年金相談をはじめ、資格関係や給付関係の各種届出の処理、年金裁定請求にあたっての経営移譲手続き等の指導などの事務処理に努めました。また、新規加入推進では「加入者数累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」を継続するとともに、6月には遠野市農業者年金加入推進委員会を開催し、取り組みました。しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、急激な肥料及び資材の価格高騰により、農家は一層厳しい経営を強いられる状況下であったことから新規加入者は1名という結果にとどまりました。詳細は表のとおりです。

37ページから42ページについては、参考資料です。37ページから38ページには遠野市農業の概要を、39ページから41ページには、農業委員会の概要として、各委員会の役員名簿等を掲載し、42ページには、令和5年3月31日現在の地域推進班名簿を掲載しております。

		<p>以上で、令和4年度遠野市農業委員会業務報告書について説明を終わります。よろしく、ご審議願います。</p>
議	長	<p>10分間休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>先ほど、説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第10】</p>
議	長	<p>日程第10、議案第15号、遠野市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
事務局次長		<p>19ページです。議案第15号、遠野市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定について、ご説明いたします。遠野市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を次のとおり制定するものとするものです。</p> <p>提案理由は、市の条例で、令和5年3月に遠野市個人情報の保護に関する法律施行条例が、令和5年4月に遠野市個人情報の保護に関する法律施行細則が施行されたことに伴い、制定するものであります。</p> <p>内容につきましては、議案書に記載のとおり、「遠野市農業委員会が保有する個人情報に係る遠野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年遠野市条例第1号）の施行については、遠野市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年遠野市規則第9号）の例による。附則（施行期日）1、この告示は、令和5年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。2、遠野市農業委員会が保有する個人情報の保護等に関する遠野市個人情報保護条例施行規程（平成17年遠野市農業委員会告示第3号）は、廃止する。」というものです。</p> <p>参考資料としまして、議案第15号別紙の1ページには従前の規程を、2ページに令和5年3月に施行された市の施行条例、4ページに施行条例に係る施行細則を添付しておりますので、後日ご覧ください。なお、この規程につきましては、教育委員会、選挙管理委員会等が同様に制定するものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
13番委員		<p>はい。</p>
議	長	<p>13番、佐々木委員。</p>
13番委員		<p>今、この冊子を提示されましたが、事務局側で、ここが変わったとかこういうポイントが変更になったとか説明はないのですか。</p>
事務局次長		<p>これが条例の主な部分ですけれども、主に開示請求によるものでして、個人情報を保護するうえでの条例、開示請求、所有している情報を担当部署に申請するときの大</p>

議 長	まかな内容になっております。
13番委員	佐々木委員、分かりましたか。
事務局次長	分かったような、分からないような。我々個人としては、委員としては注意すべき変更点はないですか。
議 長	はい。その部分で取り組んでいるところでございます。
議 長	あの、開会してから注意事項を申し上げましたけれども、総会の場で個人の名前はできるだけ出さないように、個人情報関係もありますので。ですから、推進委員には大変申し訳ないのですけれども個人名とかは出さないで報告をしていただきたいということになります。農業委員も、です。ご協力をお願いします。 その他、質疑ございませんか。
議 長	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
議 長	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【その他】 それでは、その他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
議 長	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは、事務局から。
事務局次長	事務局から、その他で5点ほどあります。 1点目が、農地パトロール出発式と実施日程についてです。資料その他①をご覧ください。日時は6月26日、午前9時から。場所は市役所本庁舎大会議室です。内容は記載のとおりです。裏面には農地パトロールの実施日程を掲載しておりますので、ご確認をお願いします。 2点目です。遊休農地解消活動として、エゴマの播種について。6月1日、午前9時から、田中ナオ子委員宅で作業を行いますので皆様のご協力をお願いします。 3点目です。6月15日で予定しておりました現地確認についてです。その日、県農業会議の常設審議委員会と重なり、予備日の16日も農地事務職員研修と重なったため、6月14日に変更いたします。なお、事前に現地確認通知を送付いたします。 4点目が、遠野市総合食育センターばすぼる10周年記念講演会、「弁当の日がやってきた」です。カラーのチラシをご覧ください。興味がある方は事務局で申し込みをとりまとめますので、6月14日までにご連絡をお願いします。 最後に、4月に依頼しておりました農地パトロールの事前調査リスト及び令和5年度農地利用最適化活動計画書の提出について、総会終了後に事務局に提出をお願いします。未提出の地区につきましては早急にご提出くださるよう、よろしく申し上げます。 以上です。
議 長	事務局から5点ほどございましたが、質問等ございますか。

4 番 委 員	はい。
議 長	4 番、藤田委員。
4 番 委 員	4 番、藤田ですが、出発式が9時からですが、その時の服装は緑のポロシャツを着てくればいいでしょうか。
議 長	はい、農地パトロールの出発式に関しては、黄緑色のポロシャツで参加をお願いしたいと思います。帽子は必要ないですから。 その他、ございますか。
10 番 委 員	はい。
議 長	10番、鈴木委員。
10 番 委 員	同じく、26日の件ですけれども、出発式が終わった後には検討会、その後に総会という段取りになっていますが、時間を教えていただけませんか。
事務局次長	26日は9時から出発式で、終わり次第、予定としては9時45分から第2回検討会。検討会につきましては今調整中ではございますが、その中で研修を設けておきまして、午前中はそれにかかるとしております。午後に総会、まあ1時頃から総会。その後には農業者年金加入促進の説明を20分ほど想定しておりました。以上です。
議 長	はい、その他、ございますか。
4 番 委 員	いや、さっき1時頃と、時間帯。きちっとした方がいいんじゃない、1時頃と言ったけど、総会開催。
事務局次長	繰り返します。9時から農地パトロール出発式、9時45分から第2回検討会、1時から第175回総会、1時間程度と仮定して、2時から農業者年金加入推進、20分程度となっています。
議 長	昼食等は事務局の方で準備するということになっていますので。 4 番、藤田委員、よろしいですか。
4 番 委 員	準備するということはお金を取るということですか。会費ということですか。
事務局次長	準備はしますけれども、互助会の方からということで想定しております。
4 番 委 員	はい、分かりました。
議 長	その他、ございますか。
3 番 委 員	はい。
議 長	はい、3 番、多田委員。
3 番 委 員	検討会の開催が9時45分からだとすると2時間くらい検討会をすることになります が、研修会をやると、それで長い時間、午前中を取ると。
議 長	研修会というのは、県から来て、地域計画の説明となります。
3 番 委 員	そっちの研修会。タブレットではなくて。

議 長	それはその後。
3 番 委 員	それで長い時間になっていると。
議 長	県の説明が9時45分から10時30分、その後でタブレット。
事務局次長	今、会長がおっしゃった部分でございますけれども、研修会につきましては、県の方から地域計画について約45分、質問等含めて45分想定してございます。あと通常の協議もございます。農地パトロールの説明を担当の方から10分程度考えておりますし、後は互助会の決算、タブレットの研修で、約2時間想定しておりました。
事 務 局 長	タブレットについて説明させていただきます。eMAFFというシステムなのですが、まだ、Googleのメールをやり取りする機能の問題が解決できなくて、まずその課題を抱えております。実際、農地ナビなのですが、全国の農地が現状何になっているか確認する閲覧とかもできないので、使える機能の研修をまず考えたいと思っております。課題の解決ができれば、タブレットをお渡しして農地ナビをパトロールでも使って行きたいと思っておりますが、ちょっとまだ解決できない問題があるので、ちょっと総会前にお渡しできるかはアナウンスできませんけれども、研修はしっかりやっていきながら皆さんに操作できるようになっていただきたいと思いますと考えております。
議 長	実はですね、農地パトロール出発式の実施要項がありますけれども、その後ろの方に各地区の日程がございますが、その日程で、タブレットも持ちながら、農業委員会の職員さん方から操作の仕方を教えてもらって使いこなしていこうという考えでございます。ですから、まず26日にタブレットを渡して、農地パトロールの時にそれを持ってきていただいて、職員から操作の仕方を指導願うという形になる予定です。あくまでも予定です。出発式はそれぞれ9時です、時間は。後で通知が行くと思いませんけれど。それで理解願いたいと思います。 藤田委員、よろしいですか。
4 番 委 員	はい。
議 長	その他ございますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	【閉会】 それでは、以上をもちまして、第174回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦労様でした。 午後3時27分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 番 _____

同 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____

